

資格取得支援制度要項

1 趣旨

この要項は、鳥取環境大学（以下「本学」という。）学生の自己啓発推進とキャリア形成及びより有利な就職活動の展開を目指し、資格を取得しようとする学生の学習意欲の活性化を図るため、本学が行う資格取得支援制度に関し、必要な事項について定める。

2 対象資格

- (1) 本学が指定する別表（「資格取得支援制度対象資格一覧」）のとおりとする。
- (2) 別表以外の資格で、次に掲げる指定基準を満たし、かつ理事長が認めた場合に、適用されることがある。
 - ①本学の基本理念や建学の精神、教育方針・内容に近いもの
 - ②各学科等の教育内容及び教育成果に沿うもの。また、資格取得により学生の更なる成長が見込めるもの
 - ③就職試験時に有利に働くなど社会的ニーズが高いもの
 - ④その他学生から取得ニーズがあり、本学で認めたもの

3 支援内容

資格取得者に対して、受験料又は検定料（以下「受験料等」という。）の助成を次のとおり行う。ただし、受験に伴うテキスト購入費及び受験会場までの交通費や宿泊費等は助成対象としない。

- (1) 環境社会検定（ECO検定）資格取得者及びTOEICテスト500点以上の得点者に対して、受験料等の全額を助成する。
- (2) (1) 以外の資格取得者に対して、受験料等の半額を助成（100円未満切上）する。ただし、助成上限額は3,000円とする。

4 申請手続き

助成を受けようとする者は、受験する前に資格支援制度利用申請書（様式）と受験料等を確認できる資料を理事長に提出し、合格した場合は合格の日から2か月以内に合格通知・証書等の写しを別途提出するものとする。

附 則

この要項は、平成25年4月1日から施行する。